

平成31年1～3月

件名	ご提案要旨	回答	担当課
道路の轍について	大井総合支所から北東（亀久保交差点）へ向かう市道の左側に轍（わだち）がある。危ないので修繕を。	ご要望を受けました道路の轍につきまして、要望をいただきました場所は、大井総合支所前交差点から国道254号（川越街道）に向う道路であると考えられます。早速、担当課に確認させたところ、平成30年12月に実施した道路安全点検では発見されておりませんが、舗装面の轍を確認しました。要因といたしましては、交差点に近いことから轍がしやすいものと考えられます。そのため、数年前にも轍を解消するための対策を実施しておりますが、轍が大きくなっているのを確認しましたので、補修工事を実施するための準備を進めております。	道路課
フクトピア前の交差点について	フクトピア前の交差点は非常に危険。フクトピアから飛び出してくる子どもがいたり、南側から結構なスピードで走ってくる車が多い。市役所方面は一時停止線があるが左右が見にくく、南側は道がカーブしているので特に見辛い。大きな事故が起きてしまう前に、上野台保育所前の交差点のように、歩車分離式信号の設置を検討してはどうか。	ご指摘いただいた交差点は、過去にも地元住民の皆さんなどから信号機の設置に関するご要望をいただいております。信号機の設置は埼玉県公安委員会が所管していることから、市は東入間警察署に対して設置の要望を行いました。しかしながら、東入間警察署からは「信号機の設置基準に合致しないことに加え、現状は横断者が多くないことなどから設置はしない」旨の回答がございました。今後、近隣の開発など、周辺環境やそれに伴う交通状況が大きく変わることが見込まれますので、市としては東入間警察署に対し粘り強く要望してまいります。	都市計画課
東久保交番の移設	平成31年2月現在、254バイパスの「大井総合支所入口」交差点の角地が売りに出ているが、この土地を市で購入し、東久保交番を移設できないか。この交差点は交通量が多く、信号無視（黄色完全無視）の車両が多くなる。現在の東久保交番は街道面から見えにくく、交差点前に交番があれば、安全予防効果があると考ええる。	ご提案いただきました交差点の角地は、地域の方々からも地域の象徴として活用を図るため市による購入につきまして、平成30年9月11日付けで陳情書を頂きました。このため市としても、ポケットパークや東久保交番の移設などの検討をするなかで、購入の可否について調査をさせていただいた経緯がございます。しかしながら、その時点で当該地につきましては既に売却先が決定されており、市による購入に向けた検討を断念せざるを得なかったというのが実情でありますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。交差点周辺の交通安全対策につきましては、交通管理者の東入間警察署に現地での交通指導について要望するとともに、交差点を南北に通る川越街道を管理している埼玉県川越県土整備事務所と対策について協議してまいります。なお、交差点を東西に通る市道につきましては、車両運転者に対して交通ルール遵守を呼びかける注意喚起看板の設置などの対策を検討しております。今後とも、埼玉県や県警と協力しながら、交通安全対策に取り組んでまいります。	都市計画課
生活道路の速度抑制について	旭1丁目の古堅内科前の道路は川越街道まで信号がなく、生活道路であるが、速度を出して抜け道として利用する車がいる。この道はふじみ野高校や大井中への通学路にもなっている。一時停止の標識を増やす（優先を逆にする）等してもらえると、速度が抑制されるのではないかと。直近1年間で5回以上の交通事故が発生しており、これ以上交通事故を増やさないためにも、県警等関係者と連携の上、何らかの対応をお願いする。	ご指摘いただいた道路は、古堅内科から旭一丁目8番の角にあるコインパーキングまでは当市で管理しており、コインパーキングから川越街道までは富士見市で管理しております。この度のご指摘をうけ、当市管理の場所につきましては、車両運転者に対して速度抑制を促す看板を設置いたします。併せて、富士見市管理の場所については富士見市に対策を要望し、また、一時停止や速度規制につきましては、管轄している埼玉県警察と協議してまいります。	都市計画課

公園への犬の連れ込みについて	旧大井町の公園や江川緑道には、犬を連れて入れないところがほとんど。一方、富士見市や旧上福岡市の公園では、犬の連れ込みを禁止していないところがほとんど。公園への犬の連れ込みについて、ルールの見直しをお願いしたい。	ご指摘のとおり、ふじみ野市内の公園においては、旧上福岡地域と旧大井地域とでペットに関するルールに差異がございます。旧上福岡地域では公園などにペットを入れることを禁止しておりませんが、旧大井地域では、なんぼの道を除き、公園などにペットを入れることを禁止しております。これは、合併時にそれぞれの地域性を尊重し、それぞれのルールを統一せずに残したものでございます。このルールの差異については、多くのご意見を頂戴しており、市としましても課題として認識しているところでございます。今後、市民の皆様のご意見を参考にしうえて、ルールの見直しについて検討して参りたいと存じます。なお、なんぼの道については「なんぼの道愛犬の会」の皆さんに、他の飼い主が放置した糞であっても持ち帰ったり、マナーの悪い飼い主へは注意をしたりするという活動を行っていただいていることにより、緑道にペットを入れることを禁止しておりません。	公園緑地課
路上喫煙禁止区域の拡大	富士見市と協力し、二市内全域路上喫煙を早急に実現してほしい。通勤時間帯に歩き煙草をする人が多く、毎日、受動喫煙の被害にあっている。喫煙所のあるコンビニ付近は特にひどいので、店舗への是正指導もしてほしい。	路上喫煙につきましては、平成23年6月から「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を施行し、同条例第10条において「路上喫煙をしないよう」努力義務を規定しています。また、市では、路上喫煙や歩きタバコをしないよう毎年2回、喫煙者に対する路上喫煙の防止や喫煙モラルの向上を呼びかける「ポイ捨て及び路上喫煙防止キャンペーン」を実施しております。継続して、自治会や関連団体などの皆様と連携して、周知、啓発を進めるとともに、効果的な啓発方法を研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。また、コンビニの喫煙場所については、私有地に設置しているものであり、市が灰皿の撤去や移動を強制することはできませんが、以前に同様のご相談を受け、店主に苦情相談があったこと、灰皿の設置場所の見直しを検討するようにお願いした経緯もありますので、再度、連絡を取りお願いさせていただきます。市としては引き続き、喫煙者に対し路上喫煙の防止及び喫煙マナーの向上の普及、啓発を推進してまいります。	環境課
公共施設の相互利用	ふじみ野市・富士見市が、市の垣根を超え、お互いの公共施設を全て同じように利用できるようにしてほしい。ふじみ野駅近くの保育園を利用したい場合、ほとんどが富士見市のため利用しにくい。	本市と富士見市のお互いのすべての施設を同じように利用できるようにすることにつきまして、現在、本市と富士見市ではスポーツ施設、図書館について、相互利用協定を結んでおり、スポーツ施設の予約時期などに違いはありますが、居住されている方と同様に施設の利用が可能となっております。また、保育園の利用につきまして、富士見市で待機児童がいる現状では、ふじみ野市民が富士見市の保育園を利用することは難しくなっておりますが、ふじみ野駅近くに所在する子どものそのBaby保育園におきましては、一時保育に空きがあれば、ふじみ野市民の利用も可能となっております。今後につきましても、広域的な相互利用が可能な施設について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	経営戦略室
上福岡駅東口の喫煙所	上福岡駅東口のロータリーは、右左どちらから回ってもタバコの煙を吸ってしまう。ふじみ野市では、受動喫煙対策をどのように考えているのか。駅前にはタバコ屋が点在しており、上福岡駅東口ロータリーの喫煙所を設置する必要はないのでは。	本市では、喫煙者に対し、路上喫煙の防止および喫煙マナーの向上の普及・啓発を推進しております。また、平成24年4月に、上福岡駅東口および西口周辺の市道など（概ね400メートルの範囲）の道路・歩道など公共の場所を「路上喫煙禁止区域」として指定し、路上喫煙ができない区域としております。上福岡駅東口の指定喫煙場所（東武ストア側）は、前述の「路上喫煙禁止区域」を指定する際に路上喫煙の禁止を推進するため、分煙などを目的に市が設置したものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	環境課

<p>国保保険証の氏名にふりがなを</p>	<p>医療機関で働いているが、保険証の氏名にふりがながあると助かる。川越市や三芳町はふりがながついているので、ふじみ野市の国民健康保険保険証にも、ふりがなをつけてはどうか。</p>	<p>本市の国民健康保険証の氏名にふりがながないことで、日々のお仕事で大変ご不便に感じられていることと思います。せっかくのご提案ではありますが、残念ながら、本市では国民健康保険証を発行するシステムの仕様および配置スペースの問題があり、現在、ふりがなをつけることが難しい状況です。ご提案にお応えすることができず、申し訳ありません。しかしながら、今後、令和2年度に国民健康保険証と高齢受給者証（70歳以上75歳未満の人に交付している負担割合の証）の一体化が予定されており、国民健康保険証のレイアウトなどの見直しを検討しております。その際には今回のご提案を反映できるようにシステム開発業者とも協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>保険・年金課</p>
<p>道路の段差を減らしてほしい</p>	<p>清見から元福岡へ向かう坂道の側溝に段差があり、高齢者や障害のある人には車を避けることが容易ではない。段差の少ない道路にして、安心して歩けるようにしてほしい。</p>	<p>ご要望をいただきました「側溝の段差」を早速、担当課が確認したところ、道路に降った雨水をスムーズに流すために勾配がついているもので、市といたしましては、現状では、雨水を処理するうえで支障がないよう対応させていただいております。しかしながら、この度のご要望を受け、経過観察をさせていただき、今後、路肩部分の改修などが必要となった場合には、さらなる安心安全に向けて一体的な対策を講じたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>道路課</p>
<p>エコパの清掃</p>	<p>エコパのプールとお風呂を利用するが、衛生面が気になる。清掃した日時・担当者や、風呂やプールの塩素等の数値を掲示してもらえると、安心して利用できる。</p>	<p>エコパのプールおよび浴室の清掃と水質検査につきましては、県の条例などにに基づきマニュアルを定めて実施しております。この度のご提案をうけ、エコパの指定管理者であるふじみのエコウェルズ株式会社に対し、浴室の清掃・点検状況について、点検表を脱衣室内に貼り出すよう担当部署をとおして指示いたしました。また、レストランから脱衣室に向かう通路の掲示板上に、プールと浴槽水の塩素濃度や水の汚れなどの水質検査の結果を掲示しておりますので、今後エコパをご利用いただく際にぜひご覧ください。</p>	<p>環境課</p>
<p>放課後児童クラブの春休み一時保育期間</p>	<p>小学校の春休みは3月27日～4月7日。しかし、放課後児童クラブの春休み一時預かり期間は3月22日～3月31日で、4月の第1週目は預かってもらえない。なぜなのか。子育て支援課に問い合わせたところ、ファミリーサポートを利用するよう言われたが、1時間700円かかり、5日間で約25,000円の費用かかってしまう上、サポートの方が見つかるかもわからない。改善を望む。</p>	<p>放課後児童クラブの一時利用期間につきまして、ご不便をおかけし、申し訳ございません。ご指摘いただきました放課後児童クラブの春休み一時保育につきましては、放課後児童クラブの指定管理者と協議を行い、実施期間や実施方法などを決定しております。4月1日より新1年生が登室を開始いたしますが、これまでと違った環境の変化に戸惑う児童が多くおり、一日でも早く新生活に慣れるよう、この期間におきましては放課後児童クラブの支援員も新1年生の保育に注力することとなります。さらに、ここ数年、一部を除いた放課後児童クラブでは、学年が変わる4月において入室児童数が定員をほぼ満たしており、4月第1週目における一時保育利用者の受入れが難しい状況です。本市としましても、4月第1週目における一時保育の未実施により、保育を必要とされている皆様にご不便をおかけしている状況は認識しております。また、お問い合わせいただいた際に子育て支援課の職員がご案内しました「ファミリー・サポート・センター」の利用につきましても、ご負担が大きくなっていくことから、放課後児童クラブ指定管理者との協議の場を速やかに設け、入室児童数に余裕のある施設での受入れ実施に向け、調整を進めております。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>福祉施策について</p>	<p>民生委員・児童委員の訪問は、ありがたいことではあるが、フルタイム勤務のひとり親家庭で保育園などの送迎があり平日の昼は留守にしている。日中不在の家には、土・日曜日の朝夜、また、メールやLINEで対応できる委員を確保できないだろうか。柔軟な考え方で地域福祉に対応して欲しい。</p>	<p>民生委員・児童委員の訪問につきましては、平日に行うことと限ったものではなく、実情に沿った対応をしております。日時などにご要望がある場合は、地域を担当する民生委員・児童委員が対応させていただきます。今後におきましても、連絡手段なども含め、実情に沿った地域福祉対策を進めてまいります。</p>	<p>福祉課</p>

元福岡集会所横のカーブミラー	平成29年台風21号の被害で、元福岡集会所横の護岸側道路が崩れ、同時にカーブミラーも消失していたが、工事完了後もカーブミラーがないまま。車から歩行者がかなり見えづらく、また、抜け道として利用しようとする車が車幅制限あるのを知らずに、ギリギリの速度で侵入するのを何度も目撃しており危険。早急にカーブミラーの設置をお願いします。	ご指摘を受け、担当職員が元福岡集会所横の護岸側道路の角で現地確認を行ったところ、ご指摘のとおりカーブミラーが消失している状況を確認し、道路反射鏡の設置に向けた調整を指示いたしました。今まで道路反射鏡が設置されていた場所が川越市の管理地内であるため、現在、川越市と協議の上、手続きを進めております。そのため、設置までお待ちいただきますようお願いいたします。	都市計画課
市の特別支援教育について	知人の子が4月から新小学1年生になる。発達障害があるかということで発達支援センターに行ったところ母親の教育が良くないのではという趣旨のことを言われ、また、教育相談室へ問い合わせたところ未就学児は対象ではないと言われたそうだ。東京都では平成30年度から都内全ての小学校に「特別支援教室」を設置した。都内に住んでいれば、当たり前を受けることのできる就学相談や特別支援教育をふじみ野市では受けることができない。これは障害者差別解消法に違反している。東京都を参考に、発達障害者に対する施策を行ってほしい。	お問い合わせの方が児童発育・発達支援センターおよび教育相談室におきまして、対応の不便からご不快な思いをされましたこと、誠に申し訳ございませんでした。発育・発達の課題にかかるご相談は、大変繊細な内容を含むものと日ごろから心して臨んでおり「障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づきました対応要領を整備し、市民の皆さまの立場に配慮した柔軟な対応を心がけているところでございます。教育相談室では、未就学児の相談があった場合、相談内容に応じて、発育・発達支援センターを紹介するなど、より適切に対処できる関係機関と連携をしております。しかしながら、この度のご指摘を受け、こうした対応の基本的な手続きにつきまして、再度、関係職員への周知徹底および指導に努めてまいります。本市の障がい者施策につきましては、平成30年3月に策定した「ふじみ野市障がい者プラン」におきまして、障がいのある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育などの連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ることとされておりますことから、ご提言いただきました通り、今後も引き続き支援の充実を図ってまいります。本市では、通常学級に在籍する発達障害のある児童・生徒に対して通級指導教室を設置しており、個別の課題に応じた指導・支援を行っております。更に、特別支援学級につきましては、特別支援教育の手立てを必要とする児童・生徒の実態や保護者からのご要望などをいただいている現状を踏まえまして、全校設置に向けて順次拡大を図っております。特別支援教育の充実は大変重要なことと捉えておりますので、体制整備も含め、より一層の推進を図ってまいります。発育・発達の課題にかかるご相談につきましては、これまで以上に細心の注意を払って対応するよう心がけてまいります。	学校教育課
道路のポール	最近、道路にポールを設置が増えている。市内は狭い道路が多く、車同士のすれ違いや右左折が辛いいため、ポールによって更に不便になった。歩行者を守るための措置だとは理解しているが、車にとって危険な場所にポールを立てるのはいかなものか。再検討をお願いしたい。	市内の道路に設置してありますポールは、歩行者の安全確保、車両の速度抑制、接触事故の防止、進入防止対策などのために設置しております。このため設置に当たっては、これらの目的を踏まえ交通管理者である埼玉県警察などの関係機関と協議のうえ、最も効果的かつ安全と判断される箇所を選定しております。しかしながら、社会情勢や交通事情の変化に伴い、その目的を果たしていないものについては改善を図っておりますので、具体的に改善のご要望される箇所がございましたら都市計画課（049-220-2072）までご連絡ください。現地確認のうえ、対応の可否について回答させていただきます。	都市計画課